

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	温室効果ガス市場 Greenhouse Gas Market
主催	国際排出量取引協会
日時	2005年5月25日(水) 18:00~20:00
主要討論者	発表・討論者：カナダ環境省、日本 METI、EU、UNICE、IETA
傍聴者	約 40 名
目的	EU ETS が 2005 年 1 月 1 日に開始され、クリーン開発メカニズム (CDM) 及び共同実施 (JI) で獲得できる排出削減量を使うことが可能とされた。その初年度が動き出し、果たして何が起きているのか、そして温室効果ガス (GHG) 市場間の連携が機能するのか、について考察する。
発表の概要	<p>< EU Autur Runge Metzger 氏 ></p> <p>EU ETS 関連ニュースとして、本日 24 番目の国別配分計画 (NAP) がイタリアから提出された。</p> <p>今後 1~3 年の内に、2012 年以降の制度について、検討をはじめ。とりあえず、2006 年中ごろには、第 2 次 NAP の提出をしてもらう予定である。</p> <p>EU ETS は企業が参加するものであるため、各企業の炭素管理計画の検討・策定も重要となってくる。</p> <p>EU ETS の拡大としての他取引制度との連携については、スイスとはこれまで数年間にわたり、連携の方法を検討している。また、カナダや中南米諸国とも検討を始めた。オーストラリアや日本も関心を寄せており、検討に入りつつある。現時点では、CDM 及び JI で獲得できるクレジットを活用できるという、CDM・JI との連携は可能となっている。</p> <p>EU ETS は 2012 年以降第 3 段階に入ると予定している。これは、2012 年以降も同制度を存続させるということである。もちろん、制度そのものも 2012 年以後の国際体制に関する国際交渉もまだ始まっていないので、どのようなものになるのかは不明ではある。</p> <p>< カナダ Matt Jones 氏 ></p> <p>2005 年 4 月に、プロジェクトグリーンと言う気候対策計画を策定した。大規模最終排出者システム (LFES) と 10 億加ドルの気候基金の設立も盛り込んでいる。</p> <p>LFES という国内炭素市場システムを導入し、55Mt を削減してクレジットを産出する。LFES への参加企業は、カナダの全 GHG 排出量の 50% 以上を占めるが、その炭素集約度を 10~15% 削減する。また、気候基金を活用して、国内・国際レベルで排出権クレジットを購入すると同時に、温室効果ガス (GHG) 排出削減技術基金も創設する。</p> <p>京都議定書の目的達成のためには、年間 2.7Mt の削減が必要である。国際的には CDM 及び JI を活用して達成する。</p> <p>< 欧州委員会産業連合 (UNICE) Nick Campbell 氏 ></p> <p>EU ETS は、企業の競争原理を活用するものである。ただし、モニタリン</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

グ及び報告は重要な要素である。

2006 年中ごろからの EU ETS の第 2 段階では、方法論を調整して、統一的なアプローチを採用する。

2012 年以後の気候変動に関する国際体制がどのようなものになるのか、現時点では分からないので、2012 年で終了させる排出量取引制度というのもあるだろうが、2012 年以降も EU ETS は続けていくものである。したがって、今の段階から、2012 年以降の EU ETS について、広くアピールしていく。EU ETS は、現行の JI 及び CDM が 2012 年以降継続しても、あるいはまったく新しいメカニズムが採用されたとしても、いずれからも利益を得られるものとなる。

< 炭素市場とポスト 2012 の気候変動対策のための提案 >

IETA Murray Ward 氏

ポスト 2012 気候変動対策の検討を行うこのプロジェクトでは、国際炭素市場の観点から 2012 年以降の体制の中で重要な要素となり得る提案を検討することを目的とする。炭素市場と提案されているポスト 2012 対策は共存できるのか、どのように関連づけるのがいいのか？これを政策分析の専門家や炭素市場の買い手である企業、その他炭素市場関係者からなるプロジェクト諮問グループの支援を得て、検討する。

COP11 までに作成し、COP11 のサイドイベントで配布する最終報告書では、2012 年の炭素市場のあり方やポスト 2012 対策提案の分析結果とその分析基準を含めて、提言・勧告を行う。主要参考文献は、『International Climate Efforts Beyond 2012: A Survey of Approaches』(Bodansky, Chou and Jorge-Tresolini for the Pew Centre, Dec. 2004) 及び『Approaches for Future International Co-Operation』(Cedrec Philibert, Jun. 2005 予定) である。

検討対象となるポスト 2012 対策案は、数値化されたものと数値化のないものに分けられる。数値化対策案には、拘束力のある固定目標値（マルチステージ型アプローチ、収縮・収束アプローチ、共通だが差異のある収束アプローチ、一人当たり排出量の均等化アプローチなど）、インデックス型目標値、非拘束的目標値、分野別目標値 / 分野別クレジット化メカニズム（国内での分野別手法、あるいは国際的な分野別手法）、CDM（改善型 CDM も含む）、行動目標値、長期的許可量などがある。非数値化対策案としては、排出枠は無いが取引できる制度や、政策・手段促進（特定の政策・手段を採用する公約、特定分野の政策・手段の採用など）、技術協約、国際的に調整された上での国内炭素税導入などが挙げられる。

分析の前提として、炭素市場が排出削減に資する目的の下、費用対効果の低い排出量削減を実施し、すべての主体が平等に排出削減費用を抑制できることが重要な要素となることを念頭においておく。その上で、取引対象となるガスをどのように設定するか？市場機能を確保することと取引対象ガスを創出することがいかに複雑か？複数種が対象ガスとなる場合、いかに等価とするか？市場参加資格を有するのは誰か？取引対象ガスの価値を予測可能か？気候対策技術に対する投資を促進するような市場メカニズム及び対象ガ

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>その価値はどのようなものか？市場を通じて排出削減費用の平等化が達成できるか？などを基準として、分析する。</p> <p>結論として導き出されるものを予想すると、国内実施の重要性、現行市場との連結の可能性を含む炭素市場の発展または変更、バンドリングの可能性などとなるであろう。最終報告書は、専門家審査にかけ、COP11のサイドイベントで配布できるようにする。</p> <p><日本 METI 坂本 敏幸氏></p> <p>日本の排出量取引制度は、現時点では Cap & Trade 方式を採用しないこととなった。ただし、将来的には更なる検討を行った上で、採用する可能性が皆無と言うわけではない。</p> <p>日本企業は、世界の各地で CDM や JI を通して、20%のクレジットを獲得する。したがって、日本の排出量取引制度が成立するだけの下地はあると言える。また、日本の排出量取引制度は、あくまでも気候変動対策の補完が目的であるものの、EU ETS との連携の可能性もある。日本としては、CDM 及び JI に最適な方法で取り組む。先日、日本経済産業省主催のサイドイベントで紹介した Future CDM イニシアチブも一つのオプションである。</p> <p><パネルディスカッション></p> <p>EU ETS の管理費用は、京都議定書のシステムに則った上で発生するものである。そもそも排出量取引制度は、その管理費用が最小の方法なのである。</p> <p>日本の GHG 市場が、EU ETS や CDM との連携が可能かどうかという点については、通常の資本市場が海外の市場とも連動しているのと同様に、当然連携は可能である。</p>
<p>主な質疑応答</p>	<p>Q：割当量の配分の方法はどのようにするのか？</p> <p>A：カナダの場合、ベースラインを確定し、既存のインフラに割当ててる。EU の場合、京都議定書の目標値を参照した上で、必要量の範囲で、セクターごとの技術改良も考慮したものを、NAP に組み込んで決定する。</p> <p>Q：市場参加する企業向けのモニタリング・報告に関するガイドラインのようなものはあるのか？</p> <p>A：EU ETS の場合、120 ページにも及ぶ詳細なガイドラインを既に作成済みである。</p> <p>Q：制度の有無で取引可能性に影響はあるのか？</p> <p>A：相互関連付けさせれば、特に問題は無いと思われる。GHG 市場として重要なことは、費用対効果の高い方法となるようにすることである。</p> <p>Q：CDM と 2012 年以降の市場との連携は可能か？</p> <p>A：CDM を通して獲得したクレジットは EU ETS で利用できる。ただし、CDM が 2012 年以降にどうなるか、この点について様々なシナリオが提案されつ</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>つある状況であるから、明確な答えは現時点では出せない。いずれにしても、GHG 市場そのものは存続させる。</p> <p>Q：競争原理について、分野間や地域間の競争力格差に対する対応はどうするのか？</p> <p>A：EU ETS においては、その問題点は認識している。他の市場においても考えなければならない問題であろう。ただし、市場というのが自己決定が原則であるので、市場に任せるのが一応の回答となるであろう。</p> <p>ベンチマークを設けて競争力調整を行うのが唯一の方法なのではないだろうか。</p>
資料	なし

文責：元田 智也（財団法人地球環境センター）